

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

男女ともに全社員が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2024年1月1日～2025年12月31日までの2年間

2. 目標と取組内容・実施時期

目標1

男性の育児休業制度を周知・取得促進し計画期間内に男性の出生時育児休業または育児休業取得者を2名以上とする

<実施時期・取組内容>

- 2024年 1月～ 社内委員会にて、男性の育児休業促進案について検討する。
- 2024年 2月～ 社内グループウェア等で、男性の育児休業に関する制度について周知する。
- 2024年 9月～ 社内委員会にて取得状況の確認及び問題点について検証し、次善策を検討する。
- 2025年 1月～ 計画の取組進捗検証及び見直しを行う。

目標2

子育て、仕事と家庭の両立のために必要な在宅勤務やテレワーク等の充実を図り在宅勤務、テレワーク制度の利用を毎月20時間以上とする

<実施時期・取組内容>

- 2024年 2月～ 社内委員会にて、在宅勤務・テレワークの障害となる事項について意見交換を実施する。
- 2024年 5月～ 意見交換した内容を管理職へフィードバックし障害となる事項の共有し、すぐに改善できる事項、改善に時間を要する事項の洗い出しを行い順次改善と取り組みを図る。
- 2024年 9月～ 社内委員会にて利用状況の確認及び残存する問題点について検証し、次善策を検討する。
- 2025年 1月～ 計画の取組進捗検証及び見直しを行う。